平成２９年（フ）第１０３９号
愛知県東海市高横須賀町西ノ丁43番地の１　レガーロ（Ｆ号室）、従前の住所愛知県東海市中ノ池５丁目13番地の18　中ノ池ハイツ（２棟203号）
債務者　清水　祐介
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１８６７号
名古屋市守山区藪田町110番地の１
債務者　永田　功義
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１９３４号
愛知県春日井市藤山台９丁目12番地２　シャルム藤山台Ａ棟103号
債務者　佐々木正利
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１９７９号
愛知県海部郡大治町大字堀之内字南二反畑625番地
債務者　竹永　輝夫
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２０１１号
名古屋市昭和区川名町４丁目58番地の１　第１コーポむらせ202号、従前の住所名古屋市昭和区川名町４丁目48番地の１　第２コーポむらせ102号
債務者　池上　　順
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第９２号
三重県名張市桔梗が丘南３番町２街区74番地
債務者　米花　　博
1　決定年月日時　平成29年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで　津地方裁判所伊賀支部

平成２９年（フ）第５６３号
兵庫県尼崎市南武庫之荘３丁目23番１―303号
債務者　中山　貴央
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第６５９号
兵庫県尼崎市塚口町６丁目30番地の５　ザ・パークハウス塚口町テラス505号
債務者　宮本　陽平
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第６６７号
兵庫県尼崎市南武庫之荘２丁目10番11号、前住所兵庫県尼崎市東園田町１丁目79番地の１　メゾンプロムナードⅡ201号
債務者　長谷　　寧
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第６６８号
兵庫県尼崎市南武庫之荘２丁目10番11号、前住所兵庫県尼崎市東園田町１丁目79番地の１　メゾンプロムナードⅡ201号
債務者　長谷季末子
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第６７９号
兵庫県西宮市東鳴尾町２丁目16番23号
債務者　阪本　洋子
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第７００号
兵庫県西宮市段上町５丁目１番26号
債務者　植田佳代子
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第５１号
和歌山県田辺市朝日ヶ丘８番27号
債務者　上田　晃弘
1　決定年月日時　平成29年12月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで　和歌山地方裁判所田辺支部

平成２９年（フ）第９９号
広島県尾道市高須町5404番地７
債務者　寺岡　美華
1　決定年月日時　平成29年12月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで　広島地方裁判所尾道支部

平成２９年（フ）第２４７号
徳島県吉野川市鴨島町牛島1631番地
債務者　藤井　美貴
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで　徳島地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２５４号
徳島県徳島市かちどき橋６丁目16番地　松内アパート１号室
債務者　山岡　真弓
1　決定年月日時　平成29年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月26日まで　徳島地方裁判所民事部